

# 相談業務について

相談業務については、次の通り、実施しています。

★各県の消費者センターからの相談⇒24件（本年実績）

※相談者：（複数の場合を含む。）

- ◎石川県消費者センター
- ◎東京都消費者センター
- ◎島根県消費者センター
- ◎東京都練馬区消費者センター
- ◎関西消費者センター
- ◎新潟県消費者センター
- ◎東京都足立区消費者センター
- ◎東京都杉並区消費者センター
- ◎兵庫県消費者センター
- ◎神奈川県消費者センター
- ◎埼玉県消費者センター
- ◎熊本県消費者センター
- ◎埼玉県さいたま市消費者センター
- ◎大阪市消費者センター
- ◎東京都江戸川区消費者センター
- ◎宮城県消費者センター
- ◎兵庫県生活科学研究所

相談内容の例：

問⇒ 75歳男性。若い頃は近視だった。最近、めがね店で老眼鏡を4,000円程度で購入したが、妻から、フレームのイメージが悪いとの指摘で、もう1点、ナイロールタイプフレームの老眼鏡を購入したところ、この老眼鏡を使用すれば、上下方向の浮きがあり、自転車に乗れない。めがね店では、「上下方向を短くすれば、直る」と言われたが、他のめがね店では、「それは無い」とのことだった。どうすれば良いかアドバイスが欲しい。

回答⇒ 相談者は、眼科医で処方箋を取られて、めがね店に行かれたのか？

もし、眼科医で処方箋を取られている場合、作っためがねを眼科医に持ち込めば、眼科医は、処方箋の通りに仕上がっているか、否か、を検証してくれる。また、購入しためがね店が、チェーン店とのことから、本部のお客さま相談室に相談し、めがねが正しく作られているか、否か、を検証して貰えば良いのではないかと。

めがね店での処方箋は、店員の技術力で大きな差が生じる場合があるため、トラブルを防止するためにも、できれば、眼科医で処方箋を作成し、出来上がっためがねの検証を眼科医にお願いすれば、検証の費用も必要無く、正しいめがねを入手できることとなる。

当財団でも、「完成した眼鏡の試験」は可能だが、「有料」となり、使用者本人のデータ計測を実施することができないため、「正確な判断ができないこととなる可能性」が高い。

## ☆☆各種試験に関する相談⇒730件（本年実績）

※相談者：眼鏡関係事業者・他

相談内容の例：

問⇒ ブルーライトのカット率の分析試験は可能か？

回答⇒ 可能だが、どの規格に従った結果が欲しいのか提示して欲しい。

もし、規格の提示が無い場合には、当財団としては、例えば、「JIS規格」「旧・英国規格」及び「家庭用品品質表示法に基づく紫外線透過率、可視光線透過率」の計測を実施し、「成績書」として、公布している。

なお、当財団が公布している試験結果は、「透過率」であり、「カット率」では無いため、注意を要する。

問⇒ 家庭用品品質表示法に定められた「サングラス」「偏光サングラス」又は「ファッション用グラス」の分類試験は可能か？

回答⇒ 可能である。

ただし、全ての表示項目を実施すれば、費用が高額となるため、例えば、「レンズやフレームの材質」については、メーカーに確認の上、その結果を元に表示をするようにして欲しい。

また、「表示方法」については、「表示例の書面」を提示頂ければ、当財団で無料検証し、正しく表示記載されているか、否か、を確認し、回答する。

## ☆☆試験方法に関する相談⇒100件（本年実績）

※相談者：（対象者の限定は無い。）

相談内容の例：

問⇒ 欧州規格(EN 1836:2005/AC:2007)の試験方法について知りたいが、教えて貰えるか？

回答⇒ 可能だが、この規格のどの項目に従った試験方法が知りたいのか、提示して欲しい。

また、具体的な機器を使用した試験方法については、予約を頂ければ、当財団の福井事務所で、順次に無料講習会(本年実績 20 回程度/総参加人数 100 人程度)を実施している。

問⇒ 米国へのサングラス出荷をしようと考えているが、注意すべきことを教えて欲しい。

回答⇒ 米国への出荷は、サングラスに限らず、「レンズのみ」や「レンズを組み込んだ眼鏡」又は「眼鏡フレーム」等が対象となっているため、注意が必要である。

なお、「レンズのみ」や「レンズを組み込んだ眼鏡」では、「(サングラスの様な)度無し眼鏡用レンズ」「度付き眼鏡用レンズ」「(未完成品を含む)半製品レンズ」「サングラス」「保護めがね」「スイミングゴーグル」「眼鏡フレームに組み込んだデモレンズ」「既製老眼鏡」「既製近眼鏡」等が、「耐衝撃性の適合証明書」が必要で、この書類が無ければ、米国税関を通過することができない。

なお、「眼鏡フレームに組み込んだデモレンズ」や、「デモレンズのみ」を出荷する場合、「レンズ面」に、消えない方法(例えば、シルク印刷・等)で「demonstration lens」の印字、「レンズの中央部に穴を明ける」等の、「通常使用ができない様に処理した場合」には、「適用除外」となる。

「耐衝撃性の適合証明書」は、自社で作成しても有効だが、当財団でも、「有料」ではあるものの、作成が可能である。

ただし、米国への出荷は、「事前に FDA(米国食品医薬品局)への登録が必要」で、「出荷会社名」「(米国現地に住所地を持つ)代理店」「出荷品目」等が必要である。

「登録作業」は、当財団での代行処理ができないため、自社で実施して欲しい。

また、「FDA(米国食品医薬品局)のホームページアドレス」は、次の通りである。

「<http://www.accessdata.fda.gov/scripts/cdrh/cfdacs/cfRL/FDA-2892.pdf>」から、

「<http://www.fda.gov/cdrh/comp/fda2892.html>」に入れば、登録書式が出てくる。

このアドレスから順次ページをクリックすれば、「2891」又は「2892」を選択するページに到達し、ここで「2892」を選択すれば、最終の「申請様式」が出てくる。

この「申請様式」に入力し、データを送信すれば、取り敢えず、「仮申請」が完了し、この入力した書類をプリントし、「サイン」した原本を FDA の担当部署に送付すれば、「本申請」となり、後日、FDA から通知がくる。

同時に、「必要費用(年間 25～30 万円程度)」を「FDA の指定口座に送金」しなければならず、「毎年、(経費を含む。)年度更新」も必要となるため、注意が必要である。

#### ★眼鏡類及び普及光学器に関する無料相談会の予定

平成 26 年 3 月頃 福井県鯖江市のめがね会館

平成 26 年 5 月頃 大阪セルロイド会館

平成 26 年 10 月頃 IOFT(東京)会場